



## 障害者福祉

閏障害福祉課 ☎56-1181 FAX 56-1220

うち、医療保険における自己負担分を助成します。(所得制限あり)

### 手帳の交付

#### ●身体障害者手帳

事故や病気などで上下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・免疫・肝臓等に障害のある方に交付します。

#### ●療育手帳

知的障害があり、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする方に交付します。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期(6か月以上)にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付します。

### 手当・年金等

#### ●特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。(所得制限あり)

#### ●障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。(所得制限あり)

#### ●特別児童扶養手当

精神又は身体に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している家庭に支給します。(所得制限あり)

#### ●心身障害者(児)福祉手当

在宅の重度心身障害者(児)又は介護者に、福祉手当を支給します。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・ねたきり老人福祉手当・重度認知症老人介護手当等の受給者を除きます。(所得制限あり)

#### ●特定疾患療養見舞金

特定疾患(指定難病等)のため月に20日以上入院した方に、見舞金を支給します。

#### ●心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している65歳未満の保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることにより、加入者に万一のことがあった場合、心身障害者に終身一定額の年金を給付します。加入する年齢によって掛金は異なります。

### 医療費の助成

#### ●重度心身障害者(児)医療費の助成

重度心身障害者(児)が、医療機関で受診した際の医療費の

#### ●自立支援医療費(更生医療)の支給

身体障害者の更生に必要な医療で、医療を受けることで障害の除去・軽減及び進行を防ぐことが見込まれる場合の医療費の一部を公費で負担します。対象となるのは人工透析・腎移植・肝臓移植・心臓弁置換術・バイパス術・ペースメーカー植込術・白内障及び角膜移植術・関節形成術・人工関節置換術等です。(所得制限あり)

#### ●自立支援医療費(育成医療)の支給

身体に障害のある児童(18歳未満)で、その障害を除去、軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費の一部を公費で負担します。

#### ●自立支援医療費(精神通院医療)の支給

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費(薬剤費を含む)の自己負担の一部を公費で負担します。(所得制限あり)

#### ●精神障害者医療費の給付

精神障害の治療のために医療機関で精神科等を受診した際に支払った医療費のうち、医療保険における自己負担分を給付します。(所得制限あり)

### 日常生活の支援

#### ●補装具の交付、貸与又は修理

身体障害者(児)、難病患者等に対して、補聴器・義肢・装具・車いす・視覚障害者安全つえ・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置など補装具の交付と修理を行います。一部の補装具は、判定により貸与を認められることがあります。

#### ●日常生活用具の給付

身体・知的障害者(児)・難病患者等の利便を図るため、入浴補助用具・特殊便器・特殊寝台・ネブライザー・電気式たん吸引器・ストーマ用具・盲人用時計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・聴覚障害用通信装置等の給付を行います。

#### ●紙おむつの給付

在宅で常時失禁している3歳以上の身体障害者(児)で、寝たきりと同様の状態にある方に、紙おむつを給付します。

#### ●理容師派遣

在宅の重度心身障害者で外出困難な方に、理容師を派遣します。(理髪費は自己負担)

#### ●移動入浴車の派遣

在宅で入浴困難な重度身体障害者(児)の居宅に入浴車を派遣し、入浴介護を行います。

補聴器 エリアマップ10回 E-1

無料サービス：補聴器相談 有料サービス：調整・出張修理

**木更津補聴器センター**

TEL：0438-22-4133 FAX：0438-20-8512

■木更津市大和1-9-7 魁ビル1F  
■営業時間/9:00~17:00  
■定休日/土、日、祝  
※障害者総合支援法による補装具費支給制度を取り扱っています。

シルバー人材センター エリアマップ11回 B-4

公益社団法人  
**君津市シルバー人材センター**

定年退職した方など高齢者が集まって、豊かな経験・知識・能力を生かした臨時的・短期的な仕事を官公庁・民間事業所・家庭から引き受ける団体です。

■君津市糠田103  
■TEL:0439-32-2711 ■FAX:0439-32-2712  
■受付時間/8:30~17:15  
■URL:<https://webc.sjc.ne.jp/kimitsu/index> ■E-mail:kimitsu@sjc.ne.jp

あり

# 福祉・介護



## ●福祉タクシー

重度の心身障害者(児)がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

## ●自動車改造費の助成

重度の上下肢・体幹機能障害者が就労等の理由で自ら自動

車を所有し運転する場合に、車の改造に要する経費の一部を助成します。

## ●自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方が免許を取得した場合に、免許取得に要する費用の一部を助成します。

## 障害福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで障害者施設等に短期間入所した場合に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障害のある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
自立生活援助	障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の訪問、相談等を行います。
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間において、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

## 障害児を対象としたサービス

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等)と治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある子どもについて、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

特別養護老人ホーム エリアマップ12図 A-5

高齢者の暮らしのお手伝い あんしんグループ

**特別養護老人ホームあんしん君津**

地域密着型特別養護老人ホーム(29床)ユニット型  
全室個室

■君津市愛宕162-1  
■TEL:0439-27-0023 ■FAX:0439-27-0025  
■URL:http://www.annsinn.jp

福祉 エリアマップ13図 C-2

社会福祉法人芙蓉会

**特別養護老人ホーム上総園**

○特別養護老人ホーム ○短期入所  
○居宅介護支援 ○君津市東部地域包括支援センター

○上総デイサービスセンター  
○上総園ふれあいデイサービスセンター  
■君津市広岡375 ■TEL:0439-50-7211  
■URL:http://www.kazusaen.jp/

P あり

## 相談窓口

### ●身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害のある方やそのご家族からの相談等に応じるための、知識・経験のある民間の協力者です。助言や指導等を行い、障害のある方の地域での活動を支援します。

### ●聴覚障害者手話通訳及び相談

聴覚障害者等のコミュニケーションのために手話通訳や相談・指導を行います。

### ●君津市相談支援事業所 サロン・ド・タビダチ

障害のある人の福祉に関する問題等の相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援を行います。

☎社会福祉法人章佑会 サロン・ド・タビダチ マップ①C-2  
東坂田4-8-21 ☎50-8567

## 地域福祉

☎厚生課 ☎56-1183

### 生活困窮者自立支援制度

「なかなか仕事が見つからない」「家賃が払えず家を出なければいけない」「ずっと働いていないので就職が不安」など、さまざまな事情により、経済的な不安を抱えている市民を対象に、相談員が解決のサポートをいたします。相談は無料で、秘密は厳守されますのでお気軽にご利用ください。

相談先など：生活自立支援センターきみつ マップ①E-4  
君津市役所1階  
☎56-1245

### 生活保護

病気やけが、高齢により仕事が出来なくなったり、離別や死別で収入がなくなったりするなど、いろいろな事情で生計

が苦しくなり、生活に困ることがあります。

このようなとき、自分の資産や能力を活用したり、親族の援助を受けたりしてもなお生活ができない場合に、国の定める基準に従って最低生活に不足する分を援助し自分の力で生活できるよう支援する制度です。

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生活上でさまざまな困難が生じたとき、良き相談相手として助言したり、行政や関係機関とのパイプ役を務めたりしています。守秘義務がありますので安心してあなたのお住まいの区域を担当する民生委員にご相談ください。

また、児童に関する相談は、児童問題を専門に担当している主任児童委員にご相談ください。

## 高齢者福祉

☎高齢者支援課 ☎56-1731

### 高齢者のために

### 高齢者の生きがい支援

#### ●君津市シニアクラブ

市内各地区で、高齢者の生きがい、健康づくりのために多様な活動を行っています。

☎君津市シニアクラブ連合会事務局  
☎0439-57-2250 (福)君津市社会福祉協議会内)

#### ●君津市シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ高齢者の希望に応えるため、公益社団法人君津市シルバー人材センターでは、就業機会の提供を行っています。

☎(公社)君津市シルバー人材センター  
☎0439-32-2711

補聴器	エリアマップ10回 E-1
無料サービス：補聴器相談 有料サービス：調整・出張修理	
<b>木更津補聴器センター</b>	
■TEL：0438-22-4133 ■FAX：0438-20-8512	
■木更津市大和1-9-7 魁ビル1F ■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土、日、祝 ※障害者総合支援法による補装具費支給制度を取り扱っています。	

シルバー人材センター	エリアマップ11回 B-4
公益社団法人 <b>君津市シルバー人材センター</b>	
定年退職した方など高齢者が集まって、豊かな経験・知識・能力を生かした臨時的・短期的な仕事を官公庁・民間事業所・家庭から引き受ける団体です。	
■君津市糠田103 ■TEL:0439-32-2711 ■FAX:0439-32-2712 ■受付時間/8:30~17:15 ■URL:https://webc.sjc.ne.jp/kimitsu/index ■E-mail:kimitsu@sjc.ne.jp	あり



## 高齢者の生活支援

### ●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業

保険給付等適用外のはり・きゅう・マッサージ施術を受け方に、費用の一部を助成します。

※利用券を発行します。窓口で申請が必要です。

### ●ひとり暮らし老人等福祉タクシー事業

在宅でひとり暮らしの75歳以上高齢者で、要介護又は要支援認定を受けた方が対象です。

タクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成します。

※利用券を発行します。窓口で申請が必要です。

### ●緊急通報システム設置事業

在宅の65歳以上高齢者等に、疾病、災害時等の緊急事態に備えて24時間対応できる緊急通報装置の設置を行います。

※所得に応じて自己負担があります。

### ●日常生活用具給付貸与事業

在宅でひとり暮らしの65歳以上高齢者に、安全な日常生活を送っていただくために、火災報知器等の用具を給付又は貸与します。

※生計中心者の前年所得に応じて負担があります。

### ●理容師派遣事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者に、年間4回理容師を派遣し、散髪を行います。

※理髪に要する費用は自己負担になります。派遣費用のみ助成します。

### ●ねたきり老人等紙おむつ給付事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者に、在宅介護の負担を軽減するために、紙おむつの支給を行います。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用受給できません。

### ●ねたきり老人福祉手当支給事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者を介護している方に、福祉手当を支給します。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用受給できません。

### ●重度認知症老人介護手当支給事業

在宅で65歳以上の重度認知症の方を介護している方に、介護手当を支給します。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用受給できません。

### ●成年後見制度利用支援事業

#### ▶君津市社会福祉協議会内きみつ成年後見支援センター

☎ 55-0454

親族などによる申立てが行えない高齢者に対し、市長による成年後見審判の申立てを行います。また、制度の活用を推

進するために、後見人の報酬助成を行います。

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済上の理由により在宅で養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームへ入所させます。

## 高齢者の介護予防

### ●健康増進運動教室

自治会館などの身近な集会所を利用し、マット運動やストレッチ体操などを行っています。運動の習慣化により、体力の維持増進を図り、介護予防を進めるだけでなく、地域コミュニティの醸成を図っています。

### ●認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識を学び、認知症を理解した応援者「認知症サポーター」を養成します。

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、介護・福祉・医療に関することをはじめ、高齢者に関する様々な相談に応じます。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるように保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を配置し、地域ぐるみで高齢者を支える拠点として業務を行います。

### ●市内の地域包括支援センター

#### ▶君津市地域包括支援室 マップ①E-4

所在地：久保2-13-1(君津市役所1階) ☎ 56-1732

担当地区：坂田、東坂田、西坂田、君津台、大和田、人見、中野、久保、北久保、南久保、陽光台、高坂、台、中富(870から1054番地)

#### ▶君津市中部地域包括支援センター マップ⑥C-3

所在地：八幡64(介護老人保健施設メディケアー君津敷地内)

☎ 0439-32-1717

担当地区：三直、内箕輪、内蓑輪、八重原、法木作、外箕輪、空師、北子安、南子安、宮下、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富(870から1054番地を除く)、小糸地区

#### ▶君津市東部地域包括支援センター マップ⑬C-2

所在地：広岡375(特別養護老人ホーム上総園敷地内)

☎ 0439-27-0710

担当地区：清和地区、小櫃地区、上総地区

### ●総合相談

介護に関する相談以外にも、健康や医療、生活に関する相談もお受けします。また、ご家族以外の方でも近隣に暮らす高齢者に関する相談もお受けします。

### ●権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の仲間づくり、生きがい活動、健康増進のために活

特別養護老人ホーム エリアマップ12回 A-5

高齢者の暮らしのお手伝い あんしんグループ

### 特別養護老人ホームあんしん君津

地域密着型特別養護老人ホーム(29床)ユニット型  
全室個室

■君津市愛宕162-1  
■TEL:0439-27-0023 ■FAX:0439-27-0025  
■URL:http://www.annsinn.jp



福祉 エリアマップ13回 C-2

社会福祉法人芙蓉会

### 特別養護老人ホーム上総園

○特別養護老人ホーム ○短期入所  
○居宅介護支援 ○君津市東部地域包括支援センター

○上総デイサービスセンター  
○上総園ふれあいデイサービスセンター  
■君津市広岡375 ■TEL:0439-50-7211  
■URL:http://www.kazusaen.jp/



P あり

動しています。高齢者の人権や財産を守るため、必要なサービスの紹介や利用支援、虐待の早期発見・防止を進めます。

### ●包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が暮らしやすい地域をつくるために、各機関との連携や、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

### ●介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援1、2に認定された方に、介護保険サービスが適切に提供されるようケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整などを行います。

## 要支援の人が利用できる主なサービス

### 【在宅サービス】

#### ●訪問サービス

- 介護予防訪問介護(総合事業)
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

#### ●通所サービス

- 介護予防通所介護(総合事業)
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型)
- 介護予防認知症対応型通所介護(地域密着型)

# 介護保険

## 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支える制度です。

### 介護保険サービスが利用できる方は

	年齢	サービスを受けられる方
第1号被保険者	65歳以上の方	原因を問わず、介護が必要になった方は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。
第2号被保険者	40歳～64歳の方	介護保険で定められた特定の病気が原因で介護が必要となった方は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。

### 介護認定を受ける手順

#### ①申請

介護サービスが必要になったときは、要介護認定の申請をしてください。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうことができます。

#### ●申請に必要なもの

- ・65歳以上の方 介護保険証
- ・40歳～64歳の方 医療保険証

#### ②認定調査等

調査員が国で定められた心身の状況などの項目について、本人・家族から聞き取り調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての「主治医意見書」の作成を依頼します。

#### ③審査判定

認定調査の結果や主治医意見書を基に「介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について審査します。

#### ④認定結果通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて、「非該当(自立)」「要支援1～要介護5」までの区分に認定し、その結果を通知します。

### 介護サービスを利用するとき

#### ①「要支援1～2」と認定された方

地域包括支援センターを通じ、ケアプランに基づいた介護サービスが利用できます。

#### ②「要介護1～5」と認定された方

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

補聴器 エリアマップ10回 E-1

無料サービス：補聴器相談 有料サービス：調整・出張修理

**木更津補聴器センター**

TEL：0438-22-4133 FAX：0438-20-8512

■木更津市大和1-9-7 魁ビル1F  
 ■営業時間／9:00～17:00  
 ■定休日／土、日、祝  
 ※障害者総合支援法による補装具費支給制度を取り扱っています。

シルバー人材センター エリアマップ11回 B-4

公益社団法人  
**君津市シルバー人材センター**

定年退職した方など高齢者が集まって、豊かな経験・知識・能力を生かした臨時的・短期的な仕事を官公庁・民間事業所・家庭から引き受ける団体です。

■君津市糠田103  
 ■TEL:0439-32-2711 ■FAX:0439-32-2712  
 ■受付時間／8:30～17:15  
 ■URL:https://webc.sjc.ne.jp/kimitsu/index ■E-mail:kimitsu@sjc.ne.jp



あり

# 福祉・介護



介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを立てることになります。

※ケアプランの作成に自己負担はありません

※介護サービスを利用したときは、原則として介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた費用を負担します。

## 居宅サービスの利用について相談する

### ●居宅介護支援・介護予防支援

ケアプランの作成のほか、在宅サービスを有効に利用できるように、サービス事業者との連絡調整や施設の紹介を行います。

## 居宅サービス

自宅を中心に利用するサービスには、自宅に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど様々な種類があります。

### ●訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

### ●訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

### ●訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

### ●訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

### ●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

## 夜間対応型訪問介護

夜間の時間帯にホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助をうけます。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、ホームヘルパーと看護師などに訪問してもらい、介護や看護サービスをうけます。

## 施設に通ってうける食事・入浴・機能訓練等のサービス

### ●通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

### ●地域密着型通所介護

利用定員19人未満のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

### ●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

### ●認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

## 一時的に施設に泊まるサービス

### ●短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

### ●短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

## 通いを中心に訪問・宿泊を複合的に利用するサービス

### ●小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

### ●看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問(介護と看護)」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

## 生活する環境を整えるサービス

### ●福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなどが借りられます。

### ●特定福祉用具購入

ポータブルトイレや入浴用補助用具などの購入費が支給されます。

### ●居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に要する費用が支給されます。

## その他

### ●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

### ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※所得が低い人には、家賃の一部が助成される制度があります

福祉 エリアマップ13図 A-1

社会福祉法人  
**章佑会 千葉事業部**

あらゆる人に生きる夢と勇気と希望を提供する

■君津市尾車635-1  
■TEL:0439-32-2372 ■FAX:0439-32-2582  
■URL:https://www.yasuragi1977.jp/facilities-disability/kimitsu/  
■E-mail:info@tabidachi.or.jp

あり

教育・学習塾 エリアマップ1図 B-2

小中高一貫指導 進学予備校  
**エフォート**

君津駅から徒歩3分。小中高一貫指導の進学予備校です。徹底的な合格主義で徹底フォローさせていただきます。

■千葉県君津市東坂田2-9-4  
■TEL:0439-50-8633 ■営業時間/14時~21時  
■定休日/木曜日  
■URL:http://www.effort-goukaku.com

## 施設サービス

### ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。

### ●介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。

### ●介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

### ●介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

## 施設サービス利用時の居住費・食費の軽減制度

### ●特定入所者介護サービス費

所得が低い方は、施設サービスなどを利用したときの費用に対し、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超えた分は介護保険から給付されます。

## 自己負担が高額になったときの負担軽減

### ●高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が後から給付されます。

### ●高額医療合算介護サービス費

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分が後から給付されます。

## 介護保険料の納付

40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や県、市の負担金と併せて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源になります。災害など特別な事情がないのに保険料の滞納が続くときは、滞納した期間に応じて利用者負担が増額したり、一時的に保険給付が差し止められたりすることがあります。

種類	納付方法	
第1号被保険者 (65歳以上の方)	特別徴収	年金額が、年額18万円以上の方は、年6回の年金から直接差し引かれます。 ※65歳到達後、しばらくは特別徴収できませんので、普通徴収になります。 ※本人や世帯員の収入申告等のやり直しなどで、年度の途中で保険料の所得段階が変更になると、特別徴収が停止したり、普通徴収が発生したりすることがあります。
	普通徴収	年金額が、18万円未満の方は、市から送られる納付書又は口座振替で納めます。 納期は1期(7月)から8期(2月)の8回です。
第2号被保険者 (40歳から64歳の方)	加入されている医療保険の算定方法によって決まります。 医療保険の保険料に、介護保険料分を上乗せして納めます。	

## 障害者控除対象者認定証明書の交付

所得税の確定申告や市県民税申告の際に障害者控除が受けられる証明書を発行します。対象は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていない方で、次の認定を受けている方です。証明書の発行にあたっては、申請書の提出が必要です。

対象者の区分	要介護度	障害者控除の区分
第1号被保険者 (65歳以上の方)	要介護1又は2	障害者控除
	要介護3	障害者控除又は特別障害者控除 ※訪問調査時の心身の状況により判定します。
	要介護4又は5	特別障害者控除
第2号被保険者 (40歳から64歳の方)	要介護4又は5	特別障害者控除 ※ただし、日常生活自立度がランクCの方

幼児から高齢者まで、  
難病障害者、  
医療的ケア児を含む  
共生社会の安心の絆

困難事例は何でも  
ご相談ください。



訪問看護ステーションきづな 訪問介護ステーション絆  
介護障害福祉の共生型サービス提供  
シェアードホーム運営

安心ハウス絆・木更津寺号館・式号館  
有限会社 安心の絆

木更津市江川523-2 ☎0438-53-8747

まちの相談室  
まちの保健室  
24時間  
365日

●障害児(成人)者 ●末期がん患者 ●吸引・経管栄養が必要な方